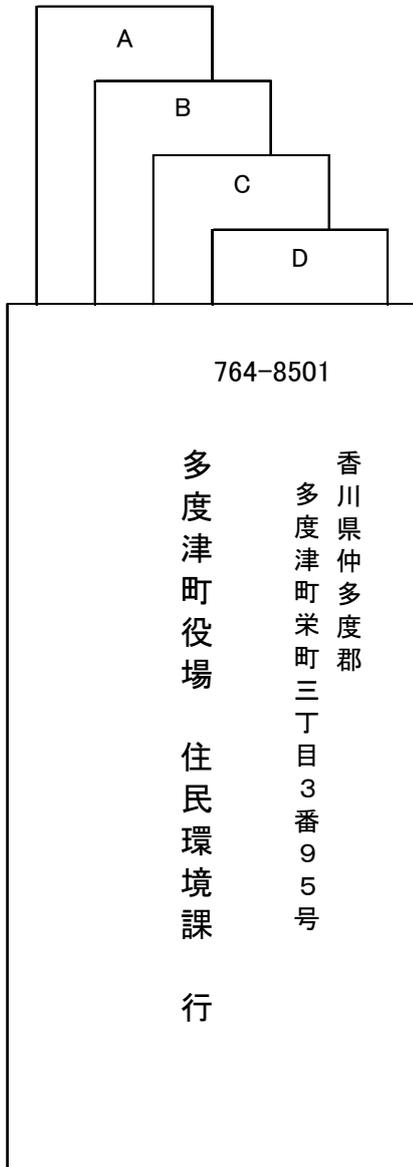


郵便で戸籍謄抄本（全部事項・個人事項証明）等の取り寄せ要領について

戸籍謄抄本（全部事項証明・個人事項証）、附票、身分証明書等は本籍地で発行します。
本籍地が多度津町以外にある場合は、下記の要領にて郵便で取り寄せることができます。

次のA、B、C、D 4点をそろえてご請求ください。

（本籍が多度津町にある方の申請する場合の例）



A 申請書（請求書）

B 手数料

郵便局発行の「定額小為替」をご利用ください。

※切手ではお受けできませんのでご注意ください。

料金は市区町村により異なります。必ず本籍地の役所でご確認ください。

手数料不足の場合は、不足分手数料到着後の発行となります。

C 返信用封筒

あなたの住所・氏名を書いて切手を貼ってください。

速達等を希望される方は、普通郵便＋必要な郵便の切手を貼ってください。※郵便料金は改定があるので金額を確認ください。

除籍や複数通請求される場合は、切手を（貼らずに）余分に入れてください。

D 本人確認書類

請求する方の身分証明書（国・地方公共団体が発行した免許証・許可証・資格証明書など顔写真つきのは1点、保険証・年金手帳など顔写真のついてないものは2点）をコピーして同封してください。

《注意事項》

- 多度津町では、平成16年9月4日付でコンピュータ化により戸籍が改製されています。ご確認ください。
- 請求者の住所地以外には送付できません。
- 代理人が請求する場合、請求する書類や請求者との関係によっては委任状が必要となります。
- 偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、罰せられますのでご注意ください。
- ご不明な点がございましたら、請求先の市区町村役場にお問合せください。
- 郵便請求の場合、地域によって異なりますが、配達の日数と市区町村役場の処理日数が約1週間程度かかります。ご了承ください。

◆ 送付先・お問合せ ◆

〒764-8501

香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号

多度津町役場 住民環境課 住民係

TEL 0877-33-4480

E-Mail jyuukan@town.tadotsu.lg.jp